

豊見城市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

1. 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、市が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易と認められるものについて、予め契約を希望する方を登録し、登録業者の中から業者を選定することにより、市内小規模業者等の受注機会の拡大を図ることが目的です。
- (2) 登録の申請をした方は、登録名簿に登載され、市が小規模工事等を発注する際の業者選定の対象になります。ただし、指名や契約を保証するものではありません。
- (3) この制度の対象となる小規模工事等は、予定価格が130万円以下のものです。
- (4) この制度の登録業者となっても、市指名委員会が業者選定する建設工事の指名競争入札に参加することはできません。
- (5) 施工は、豊見城市契約規則、その他関係法令等に基づき誠実に履行しなければなりません。なお、一括下請け（丸投げ）は、禁止されていますので、自ら施工できる範囲の業種（最大5業種）で登録して下さい。

2. 登録できる方

- (1) 法人にあつては、主たる事業所の所在地が市内にあること。
 - (2) 個人にあつては、主たる事業所の所在地又は代表者の住所が市内にあること。
- ※建設業の許可の有無や経営規模、従業員数は問いません。

3. 登録できない方

- (1) 精神の機能の障害により小規模工事等の業務を適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 契約希望者又は契約希望者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 豊見城市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程（平成4年訓令第3号）による建設業者格付名簿に登録されている者
- (5) 市税に未納がある者
- (6) その他市長が適切でないと認めた者

4. 登録申請の方法

登録を希望する方は、次に掲げる書類を提出して下さい。（提出部数：1部）

- (1) 豊見城市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 市税の納税証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
 - ① 法人の場合は、会社の市税完納証明書
 - ② 個人の場合は、代表者の市税完納証明書（国民健康保険に加入している場合は国民健康保険税納税証明書も提出する。）
- (3) 印鑑証明書（法人は会社の印鑑証明書、個人は代表者の印鑑証明書、発行日より3ヶ月以内のもの）

5. 登録できる業種

- (1) 登録できる希望工事業種は、別表1に示す工事の業種のうち5業種以内です。
(別表1「小規模工事等の業種及び例示」を参照して下さい。)

6. 登録申請の受付及び有効期間

- (1) 登録申請受付期間：令和6年2月13日（火）から令和6年3月22日（金）まで
- (2) 登録の有効期間：令和6年4月1日より令和8年3月31日まで
- (3) 受付方法：**郵送のみ（消印有効）**

| |
|--|
| 送付先 〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所 都市計画部 都市計画課 検査班 |
|--|

7. 登録名簿の公表

登録名簿は、小規模工事等の業者選定に活用するため庁舎内に公開するほか、契約制度の透明性確保のため、閲覧、市ホームページ等にて一般公開する場合がありますので、あらかじめ御了承のうえ申請して下さい。

8. 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、「豊見城市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届（様式第3号）」を速やかに提出して下さい。

9. 登録の取り消し

登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 3. 登録できない方の(1)から(5)に該当するようになったとき
- (2) 破産開始手続の開始決定があったとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

10. その他

- (1) 登録名簿に登載されている方に見積参加機会を与えるよう努めますが、入札参加資格者名簿に登録された方から業者を選定することを妨げないものとなっておりますので、あらかじめ御了承下さい。
- (2) 令和5年度において登録のある業者についても、有効期限が令和5年度末までとなりますので、改めて申請が必要になります。

11. 問い合わせ先

豊見城市役所 都市計画部 都市計画課 検査班（庁舎3階）
TEL 098-850-0153（小規模工事等契約希望者登録受付専用ダイヤル）